

答申第9号

平成8年2月15日

相模原市長 舘 盛 静 光 殿

相模原市公文書公開審査会  
会 長 栗 原 勤

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成7年8月18日付けFN○. 0・4・5により諮問のありました事案に  
ついて、別紙のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

(仮称) —— に係る事前協議に関する添付図書である土地利用計画図は、設計者名・印影及び資格・免許登録番号の記載の部分を除いて公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、(仮称) —— に係る事前協議に関する添付図書のうち土地利用計画図（以下「本件文書」という。）を相模原市長が平成7年6月6日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、相模原市長が本件文書を相模原市公文書公開条例（昭和61年相模原市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 実施機関は、本件文書は設計者個人の知的生産物であり、個人情報に該当するとしているが、知的生産物というのは、知的所有権ともいわれており、著作権法、特許法、意匠法などで保護されており、本件文書が公開されたとしても基本的には知的所有権者の権利が侵害されるとは考えられない。

イ 知的生産物が情報公開制度の根幹に関わるような重要な非公開の理由ならば、個人情報、いわゆるプライバシー情報の保護と同じように条文に明記すべきであり、明記されていない以上、公開すべきである。

ウ 条例でいう「個人に関する情報」とは、憲法上の基本的人権としての個人のプライバシーの保護のための規定である。プライバシー情報とは、一般的に「個人の秘密、個人の私生活、そのほか他人に知られたくない個人に関する情報」といわれており、本件文書の公開がどうしてプライバシーの侵害になるのかが、具体的に証明されていない。また、条例の解釈及び運用の基準においても個人に関する情報（条例第6条第1項第1号本文に該当する情報）が例示されているが、これらの例示に該当しないことも明らかである。

## 3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

### (1) 事前協議について

相模原市では、都市計画法に規定する開発行為許可申請を審査するものとは別に、相模原市開発行為指導要綱第1章第3項第4号に基づく事前協議（以下「事前協議」という。）を行っている。

この事前協議は、開発行為等事業者の協力を得て、相模原市開発行為指導要綱（以下「指導要綱」という。）の理念に即した都市環境の整備を目的として、開発区域内の公共・公益施設等の整備について、開発行為等事業者と本市との間で協議を行うものであり、具体的には、開発計画概要書（開発区域位置区域図、現況図、公図の写し、土地利用計画図、承認書等を添付して構成）の提出を求め行っている。

(2) 本件文書について

建設省令では、土地利用計画図に明記すべき事項として開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状等を記載することとされている。事前協議においても、これらと同じ事項を記載したものを提出させて行っているものである。

なお、開発計画概要書に添付されている土地利用計画図は、その土地をどのように利用するか図面上に記載されたもので、開発業務の一番の基となるものであり、関係課の意見の中でその内容が変わってくる性格を有するものである。

本件文書はこのようにして作成され、事前協議に要する開発計画概要書の添付図書の一部として提出されたものである。

(3) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 本件文書は、開発行為等事業者が建築士事務所に委託し、当該建築士事務所に所属する建築士の資格を有する設計者が、個人の建築士の資格を用いて作成した設計図である。設計者である建築士の資格は、個人の資格であり、建築士事務所は設計等に関する事務、建築等に関する法令等に基づく手続きの代理等を業として行う権能を有するが、設計図書は個人の建築士の資格をもって作成されるもので、建築士事務所が設計図書を作成することはできない。

イ 本件文書は、設計者が事前に関係各課から指導要綱に基づく基準等の事情聴取を行い、予定建築物に付加し、その専門的知識、技能、技術及び技術上のノウハウに基づき、限られた敷地、地形等の状況の中で様々な条件を考慮した知的生産物であり、個人に関する情報である。

ウ 開発計画段階の本件文書を公開すると設計者の意図しない状態での公開になり、いろいろな混乱を招くことになり、開発行為等事業者自身にも不利益が生ずる。

また、設計者は、最良な状態で任意の時に公開できる権利を有していることから、その権利が侵害され、長期の時間と労力、金銭をかけて取得したデータ及びノウハウや意匠を無償で利用されることや、開発行為等事業者には有償で提供できるはずであった複製の利益についても、影響を受けることになる。

エ 設計者は、法人である建築士事務所の設計者であり、事業を営む個人には該当しない。設計は建築事務所という法人としてはできないので、個人の設計者が行うことになるが、設計者は雇用関係にあり、所有権自体は作成した時点でその所属する建築士事務所に帰属する。また、申請を出す段階では委託によって開発行為等事業者に譲渡される。

本件文書は、「個人に関する情報」として非公開としているが、「情報」は複数の性格を持つものがあり、個人に関する情報であると同時にその情報の価値の一部である使用権については開発行為等事業者である法人に譲渡していることから、その限りにおいては法人の情報でもあると考えられる。

しかしながら、設計図そのもの、若しくは建築をするという複製権等は開発者である法人がもっているが、作成をした原設計者には、設計自体に付いている人格的な権利があり、人格的な権利は、譲渡不可能である。著作権の権利は、法人の場合もあるが、その場合は法人の表示をしなければ、通常は個人にある。

以上のことから、本件文書は、条例第6条第1項第1号に該当するものである。

#### (4) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

本件文書は指導要綱に基づき開発行為等事業者の協力を得て、宅地の造成事業に伴う都市施設の整備等について協議調整する目的で提出された文書であり、公表することを目的として作成し、又は取得した情報ではないこと及び法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した文書ではなく、かつ、公開する公益上の必要性があるとも認められず、ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 事前協議について

相模原市では、秩序ある市街地の整備を図ることを目的に指導要綱を定めている。この指導要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為で、その規模が500平方メートル以上となる開発事業、

開発事業以外で予定される建築物の計画戸数が21戸以上となる住宅施設に係る建築物の建築及び共同住宅以外の建築事業で、敷地面積が1,000平方メートル以上となる建築物の建築を行う者に適用されるものである。

事前協議は、この指導要綱の第1章第3項第4号に基づき開発行為許可申請を審査するものとは別に開発区域内の公共・公益施設等の整備について、開発行為等事業者の協力を得て開発行為等事業者と市の間で行われるものであり、開発行為等事業者より開発計画概要書（開発区域位置区域図、現況図、公図の写し、土地利用計画図、承認書等を添付して構成）を提出してもらい行われているものである。

(2) 本件文書について

本件文書は、指導要綱に基づく事前協議のために提出された開発計画概要書の添付図書の一部であり、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公共施設の位置等を明示した設計図であって、具体的には、図面の名称、開発行為の名称、開発区域の地番、設計者名・印影及び資格・免許登録番号、設計会社名並びに土地利用計画（建築計画を含む。）が記載された設計図であることが確認された。

(3) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」については、公開しないことができるとしている。

これは、憲法上の個人の尊厳に係る基本的人権としての個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものであると解される。

ところで、「個人に関する情報」とは、住所、氏名等の基本的事項に関する情報、社会的な地位、活動、経歴に関する情報、知識、技能、能力に関する情報、思想、信条に関する情報、経済的な状況に関する情報、心身に関する情報、その他特定の個人が識別され得る情報をいう。また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、特定の個人であると明らかに識別できるもののほか、識別できる可能性がある情報をいう。すなわち、氏名等のように特定の個人が識別できる情報はもとより、それらが含まれていない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できる情報も本号本文に該当する情報であると解される。

イ 当審査会において、本件文書について個別、具体的に審査した結果、本件文書に記載された設計者名・印影及び資格・免許登録番号については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

(4) 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第6条第1項第1号ただし書では、個人に関する情報であっても、例外的に公開できる情報を掲げ、(ア)公表することを目的として作成し、又は取得した情報、(イ)法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報については、条例第6条第1項第1号本文に該当する場合であっても、公開することができるとしている。

イ 当審査会において、前述(3)、イで条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断した情報について個別、具体的に審査した結果、これらの情報は、公表することを目的として作成し、又は取得した情報ではないこと。また、法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報とは認められず、条例第6条第1項第1号ただし書には該当しないものと判断する。

(5) 条例第6条第2項該当性について

ア 条例第6条第2項では、「実施機関は、公開の請求に係る公文書に前項の規定により公開することができない情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、公開することができない情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、公開することができない情報に係る部分を除いて、当該公文書の公開をするものとする。」と規定している。

イ これは、公文書を可能な限り公開しようという趣旨から、公開することができない情報とそれ以外の情報とが同一の公文書に記載されている場合において、容易に、かつ、公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、公開することができない情報に係る部分を除いて公開することとしたものであると解される。

ウ 「容易に分離できる」とは、公開することができない情報の部分が記録されている状態や一部公開のために写しを作成する時間、費用等から総合的に判断し、容易に可能なときをいい、また、「公開の請求の趣

旨を失わない程度に合理的に分離できる」とは、請求の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う情報が、公開することができない情報に係る部分を除いた残りの部分から十分に知り得る程度に分離できる場合をいうと解される。

エ 当審査会において、本件文書について個別、具体的に審査した結果、当審査会が前述（３）、イにより条例第６条第１項第１号本文に該当すると判断した部分を分離すると、それ以外の情報からは、特定の個人が識別され得るものとは認められず、また、容易に、かつ、公開の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できることは明らかであると判断する。

オ 一般に設計図等の著作物は、著作者がその専門的な知識や技能を駆使して創作する貴重な知的生産物であり、著作者にとって貴重な財産であるといえる。

このような性格を持つ著作物は、著作者の人格上及び財産上の権利の対象として保護されるべきものである。

カ しかしながら、非公開とされた本件文書に記載された土地利用計画部分は、都市計画法及び同法施行規則に基づき調製、閲覧に供されている開発登録簿に添付された土地利用計画図と概ね同様の内容となっており、設計内容については、その大部分がすでに公開されていると考えられ、当該土地利用計画部分が公開されたとしても、設計者の人格上及び財産上の権利を侵害するおそれがあるとまでは認めがたいと判断する。

#### （６）結論

以上のとおり、本件文書に記載された設計者名・印影及び資格・免許登録番号の部分を除いて、公開すべきである。

### ５ 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成7. 8. 18	諮 問
8. 21	実施機関（主管：開発指導課）に公文書公開（一部公開）決定理由説明書の提出依頼
8. 31	実施機関から公文書公開（一部公開）決定理由説明書を受理
9. 4 (第57審査会)	審 議 不服申立人に公文書公開（一部公開）決定理由説明書の写しを送付 不服申立人に公文書公開（一部公開）決定理由説明書に対する意見書の提出依頼
10. 2	不服申立人から決定理由説明書に対する意見書を受理 不服申立人から提出された意見書の写しを実施機関へ送付
10. 4 (第58審査会)	実施機関の職員（開発指導課長ほか1名）から公文書公開（一部公開）決定理由説明の聴取
11. 1 (第59審査会)	不服申立人から意見聴取
12. 6 (第60審査会)	審 議
平成8. 1. 17 (第61審査会)	審 議
2. 8 (第62審査会)	審 議
2. 15	答 申